こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の監督部局や捜査当局等と連携し、無登録業者等に関する情報収集・分析を精力的に進め、平成22年度に、制度導入以来初めて、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた会社とその役員について192条申立てを行い、裁判所より命令が発出され、その後も同制度の活用を図ってきている。

また、平成24年度からは、192条申立てを行わない場合においても、187条調査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

平成24年度に192条申立てや187条調査の結果の公表を行った事例は、以下のとおりである。

⑴　裁判所への禁止命令等の申立て

○　Ｆ－ＳＥＥＤ株式会社

（申立日：平成25年３月22日）【附属資料２－５⑵６．参照】

【概要】

Ｆ－ＳＥＥＤ株式会社（適格機関投資家等特例業務届出者。以下「Ｆ社」という。）は、Ｆ社が組成する匿名組合の運営業務を統括管理するＦ社使用人Ａ（以下、Ｆ社と併せて「Ｆ社ら」という。）の指示の下、多数の投資者に対し、Ｆ社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘していたが、当該勧誘の際に顧客に交付したパンフレット等により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示は、事実と著しく相違するものであった。

また、Ｆ社らは、出資金を毀損させており、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がない状況にあり、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高いことが認められた。

このため、平成25年３月22日、証券監視委は名古屋地方裁判所に対し、Ｆ社らを被申立人として、金商法違反行為（金商法第63条第１項第１号に掲げる私募に係る業務を行うに当たり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、名古屋地方裁判所は、平成25年４月11日、Ｆ社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

⑵　調査結果の公表

○　ＭＪホールディングス株式会社

（公表日：平成25年３月１日）【附属資料２－４－３⑴④（番号６）参照】

【概要】

ＭＪホールディングス株式会社（以下「M社」という。）は、金融商品取引業の登録を受けずに、ワイズキャピタル合同会社、ＭＪインベストメント合同会社、ＭＡＩＤＯ投資事業組合合同会社、ホライズンパートナー合同会社、アスライト合同会社、ドリームエックス合同会社及び合同会社フランチャイズ基金がそれぞれ営業者となっている匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘行為を行っていた。また、M社は、出資金を、匿名組合規約書に明記された投資対象先への投資と全く異なる使途に用いたり、匿名組合の目的である投資やこれに関連する費用と関係のないM社の経費に用いて流用していた。

これらの行為は金商法違反行為及び投資者保護上問題のある行為であり、行為の重大性・悪質性に鑑み、広く周知することが適当であることから、公表を行った。

第９　今後の課題

証券検査においては、検査対象業者の多様化・増加などの環境変化への対応に加え、ＡＩＪ問題や公募増資に関連したインサイダー取引において明らかになった法人関係情報の管理態勢に係る問題など最近相次いで明らかになった重大な問題を踏まえ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という課題に対応していく必要がある。

証券監視委としては、平成25年４月16日に公表した平成25年度証券検査基本方針（次頁以下参照）において以下のような施策を掲げている。監督部局との間で、タイムリーに相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図り、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し効率的・効果的で実効性ある検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図り、市場仲介機能が適切に発揮されるように努める。

⑴　検査実施の優先度の判断を適切に行うため、多様な金融商品取引業者等の業態の特性、顧客の特性及び複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

⑵　投資一任業者については、平成25年度においても引き続き集中的な検査を行い、その実施に当たっては、年金運用ホットラインでの取組み（専門家による、情報の提供者等に対する積極的な働きかけや、対話型の情報収集と質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検証の着眼点の明確化に活用）を強化していく。

⑶　大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図りつつ、常日頃からグループ全体の状況を把握し、内部管理態勢等の検証を行っていく。

⑷　中小の金融商品取引業者（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者）については、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとなっているとの指摘があることを踏まえ、登録後できるだけ早期に、業務運営体制の整備状況を把握する取組みも実施するなど、検査対象業者数に対する検査を実施する業者数の割合（カバレッジ）を増加させるよう努めていく。

⑸　ファンド業者や無登録業者については、金商法違反行為等に対して、証券検査や裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行っていく。

平成25年４月16日

証券取引等監視委員会

平成25年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第１　証券検査基本方針

１．基本的考え方

⑴　証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

⑵　検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約8,000社の規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進み、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした中、先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められているところである。大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握する必要がある。

また、インターネットによる個人投資家の取引が増加するとともに、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムを通じた機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行が拡大していることを踏まえ、取引のインフラをなすＩＴシステムの信頼性の確保はその重要性を増している。

特に、金融商品取引所や金融商品取引業者等の取引システム障害等は、顧客の取引や市場に大きな影響を与えかねないことから、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力する必要がある。